News letter

04 2022 09-10

News

「浦河商工会議所のニュースレター」は町内で活用できる支援制度やセミナー情報。各種申告のスケジュールなどを2ヵ月に1度お届けしています。詳細情報は WEB(うらかわ商いポータルサイト)でもご確認いただけます。

topics

新規創業をお考えの方は早めのご相談を!

浦河町では独自の創業支援制度「うらかわ商業支援補助金」が用意されています。

100 万円を上限に対象経費の 2/3 が補助される制度です。創業に関する初期投資に加え、採択年度の店舗家賃なども対象となります。制度をフル活用するためにも新規創業を検討されている方は、お早めにご相談ください。



商工会議所で疑問を解決事例

浦河商工会議所がサポートした相談内容についてご紹介します。 今回は主に飲食店の方を対象とした補助金と認証制度に関するサポート内容です。 くこんな**ご相談**が 、 ありました

補助金申請サポートを行います

北海道の「中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金」 申請及び国の「持続化補助金」のサポートを行いました。

これら補助金は、販売促進や新商品・サービスの開発など幅広い 分野で活用できる補助金です。

浦河商工会議所では、補助金を申請するサポートも行っています。 実際に町内の事業者5件(道3件・国2件)の申請のための書類 作成などのお手伝いをしました。

採択事例:新商品の開発・販売

飲食店が店舗で出していたメニューを冷凍商品として販売する 取組で補助金活用を計画しました。

商品を販売するための冷凍ショーケース、パッケージのデザイン 費を対象経費として申請し、採択されました。 今後も、商工会議所では補助金活用についてサポートをいたしますので、商品開発や店舗改装など、新しい取り組みをする際には、まずご相談ください。現在「中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金」は追加募集がされています。補助率も高く、多岐に渡って活用できますので、活用についてお気軽にご相談ください。



シーズンのお知らせ

支援制度の手続き忘れてませんか?

各支援制度の詳細は うらかわ商いポータルサイトをご覧ください

【支援金】道内事業者等 事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少かつ、原材料等の価格高騰による影響を受けている事業者向けの支援金(給付金)の申請受付中です。

個事業者:5万円/中小・小規模事業者:10万円

申請締切:令和4年10月31日

【補助金】中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援 補助金 / 北海道

新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰等に伴う経済環境の変化に対応するため、道内の中小・小規模企業が行う、新分野展開や新商品の開発、原材料コスト抑制等の取組、販売促進など新たな取組を支援する補助金です。

申請締切:令和4年10月14日



アプカ(うらかわタウンポイントカード)の加盟店募集

2019年よりはじまった地域共通ポイントカード「アプカ」 ポイントカードを活用して町内の経済活性化を図り、また観光客など町外からの来訪者に町内における消費 を促す取り組みです。浦河町商店街連合会では、うらかわタウンポイントカード加盟店を募集しています。

加盟のメリット

①浦河町の政策との連携

プレミアムポイントの付与といった消費喚起のための政策や、健康マイレージ事業や、体験移住参加者へのポイントプレゼントなど、アプカは浦河町が行う様々な政策とも連携しています。 これまでに行ってきたポイント 11 倍、31 倍といったセールでは、多くの町民が町内での買い物をするきっかけとなりました。

②新たなプロモーション

アプカではスマートフォンアプリも提供しています。 各店舗がアプリの利用者にセール情報などのお知らせを送ることが可能です。 現在、町民 1,326 人、町外在住者 234 人がアプリを利用しています。

③自店舗のマーケティング

新しいプロモーションがどの程度集客に結び付いたのか、お店に訪れるアプカ利用者の年齢や 性別、住まいなどのデータを把握することで、より効果的な集客やセールといった取り組みに活用 することができます。

■加入条件

浦河町商店街連合会会員であること

■加盟方法

浦河商工会議所にお問合せください

7/14 14 **1**

■費用負担

- ·浦河町商店街連合会会費 月額 700 円
- · 入会金 120,000 円 (現在無料)
- ・設備利用料月額800円
- ・発行ポイントに応じた費用の支払い

大事な お知らせ ①

雇用保険料率が変更になります!(10月1日~)

令和 4年 10月から、 労働者負担・事業 主負担の保険料率 が変更になります。

年度の途中から 保険料率が変更と なりますので、ご注意 ください。

【従前】				【変更後】(令和4年10月1日~)		
	保険料率	うち労働者負担分		保険料率	うち労働者負担分	
一般の事業	9.5	3		13.5	5	
農林水産業	11.5	4	変更	15.5	6	
建設の事業	12.5	4		16.5	6	
※料率単位は全て	1,000分単位で	*料率は 4/1,000U	P(うち労働:	者負担分は 2/1,	000UP)となります。	,

* 1 ·

大事な お知らせ ②

最低賃金が 920 円になります!(10月2日~)

令和 4年 10月 2日より北海道の最低賃金が時給 920 円となります最低賃金は、正社員、臨時、パートなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

Q1 支払う賃金は、通勤:

支払う賃金は、通勤手当も含めて最低賃金以上になっていれば大丈夫ですか?

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。通勤手当は最低賃金の対象となる賃金には 含まれません。他にも、結婚手当等の臨時に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃 金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当は最低賃金の対象となりませんので、除外して計算する必要があります。

Q2

最低賃金額が改定される発効日(10月2日)が賃金算定期間の途中にある場合、 賃金は来月から引き上げてもいいですか?

賃金算定期間の途中に発効日がある場合であっても、発効日以降は改定後の最低賃金額以上の賃金を支払う必要がありますので、ご注意ください。(厚生労働省 地域別最低賃金のページより抜粋)

発行元:浦河商工会議所 /〒057-0013 北海道浦河郡浦河町大通1丁目36番地 /0146-22-2366